ご存知ですか?

## 野外焼却の禁止

「野外焼却」(法律に定められた方法に従わずに廃棄物の焼却をすること)は、 廃棄物処理法により禁止されています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16 条の2」

野外焼却を行った者は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。

## 野外焼却禁止の罰則の例外規定

次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は 周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行令第14条」

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うた	河川敷の草焼き
	めに必要な廃棄物の焼却	道路側の草焼き・・等
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、	災害時の応急対策・・等
	応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要	正月の「しめ縄等」を焚く行事・・等
	な廃棄物の焼却	
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない	焼き畑
	ものとして行われる焼却	魚網にかかったごみの焼却・・等
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる	落ち葉焚き
	廃棄物の焼却であって軽微なもの	キャンプファイアー・・等

上記の焼却に、ビニールやプラスチック類が混ざらぬよう、気をつけてください。

野外焼却の罰則の例外規定とされた行為であっても、 生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令 や各種の行政指導の対象となります。

山鹿市役所 市民部 環境課 0968-43-7211